

岐阜県選手育成強化推進事業費交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（以下「本会」という。）は、障がい者がスポーツに親しむ機会の拡大及び選手の出組意欲向上を図り、パラスポーツの普及、競技人口の拡大及び選手の育成、並びに競技力の向上を目的として、岐阜県選手育成強化推進事業費（以下「育成強化費」という。）を交付するものとする。

(対象競技)

第2条 育成強化費の交付対象となる競技は、次のとおりとする。

(1) 個人競技

陸上、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボッチャ、ボウリング

(2) 団体競技

車いすバスケットボール、バスケットボール、ソフトボール、ブラインドベースボール、バレーボール（身体、知的、精神）、サッカー、フットソフトボール

(補助対象経費等)

第3条 対象となる経費は別表のとおりとする。

(育成強化費の交付申請)

第4条 岐阜県育成強化推進事業費交付申請書（第1号様式）に、その他関係書類を添えて、本会会長（以下「会長」という。）宛に提出しなければならない。

2 交付の申請については、本会企画競技委員会委員（以下「代表者」という。）が行うものとする。

(育成強化費の交付)

第5条 会長は、交付申請書の内容を精査し、適正であると認めたものについて、概算払いの方法により、申請後3週間を目途に指定された口座へ振り込むものとする。

(状況報告)

第6条 代表者は、会長が必要と認めた場合にはその指示に従い、事業遂行状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 代表者は、当該年度3月31日までに、事業実績報告書（第2号様式）を会長宛に提出しなければならない。

(育成強化費の額の確定)

第8条 会長は、前条の事業実績報告書を精査し、額の確定を行い、代表者に通知するものとする。

2 代表者は、前項の確定額が交付額を下回ったときは、その差額について速やかに会長の指定した方法により返金するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行し、平成25年度分から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月15日から施行し、平成26年度分から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年度分から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月11日から施行し、令和元年度分から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年度から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

科 目	対 象 科 目 の 使 途	経費の額
旅費交通費	・旅 費 強化練習等に係る委員・指導者等の旅費	別表 2・別紙
	・交 通 費 遠征等の移動に係る委員・指導者等及び選手の公共交通料金又はバス借上代等	別表 2・別紙
需 用 費	・消耗品費 ボール・ラインテープ・ネット、記録用紙等各競技関係具及び事務用品並びに医薬品等	実 費
	・備品購入費 練習等に必要の競技用用具(別途申請)	実 費
	・飲 料 代 水分補給用飲料	実 費
	・参 加 費 大会等の出場に係る費用	実 費
役 務 費	・保 険 料 委員及び指導者等並びに選手に係る傷害保険料	実 費
	・通 信 費 連絡用はがき及び切手等	実 費
使 用 料	・会場借上 競技場(練習会場等)賃借料	実 費
	・駐 車 場 委員及び指導者の駐車料金	実 費

別表 2 (第 3 条関係)

科 目	詳 細
旅費交通費	・旅 費 ※出発地(所属先又は自宅)から、練習会場等までの陸路 (計算方法:片道距離×往復×37円(小数点以下切捨て)) ※移動距離が片道で概ね60kmを超える場合は、高速道路の利用 料金分を実費支給
	・交通費 ※公共交通機関を利用した場合は、集合場所から現地までの利用分を実費支給 (ただし、タクシーの利用は対象としない) ※自家用車で移動した場合は、委員及び指導者等に準ずる。 ※バス等の借上げ又は公共交通機関の切符手配等を旅行業者が一括して取り扱う場合で、その費用が100,001円を超えるときは、2社以上の見積りを取り業者を選定すること。

注意事項

- 1 実施回数は年間で強化練習 5 回以上とし、費用の範囲内であればこの限りとしない。
- 2 宿泊を伴う遠征の場合であっても、宿泊費用は補助対象としない。
- 3 登録選手であっても、個人的な練習(活動)に係る経費は対象としない。
- 4 領収証の宛名は「(一社)岐阜県障害者スポーツ協会」とすること。
- 5 請求書又は領収証には、品目、数量等、内訳が分かるよう記載があること。